

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税法における個人住民税及び森林環境税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山武市は、個人住民税及び森林環境税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税及び森林環境税に関する事務に従事する者に守秘義務を課し、特定個人情報の管理を徹底する。
個人住民税課税システム(Acrocity住民情報システム)の業務目的以外での特定個人情報の利用について禁止する。

評価実施機関名

千葉県山武市長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税関係事務
②事務の概要	<p>・地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、住民及び国税庁から提出された申告情報並びに給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額及び森林環境税額を計算し賦課する。</p> <p>・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・所得証明書を発行する。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用して実施する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・個人住民税及び森林環境税の賦課徴収に関する事務・個人住民税及び森林環境税納税通知書等の送付に関する事務・個人住民税及び森林環境税の減免に関する事務・所得・課税証明書等の発行に関する事務・納税義務者の所得・課税情報の管理・調査に関する事務
③システムの名称	Acrocity個人住民情報システム、確定申告支援システム、国税連携システム、エルタックスシステム、MI CJET番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号利用法第9条第1項別表第一 16の項・番号利用法第9条第3項・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号利用法第19条第8号別表第二 27の項・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号利用法第19条第8号別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39,
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山武市 市民部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 総務部 総務課 行政係 (0475-80-1112)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 市民部 課税課 市民税係 (0475-80-1281)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年4月1日	評価実施機関における担当部署	課税課長 瀧川 浩之	課税課長 中村 洋一	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	課税課長 中村 洋一	課税課長 藤田 泰央	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更			事後	
令和3年10月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59条 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59条 	事後	
令和4年11月21日	個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第一 16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第一 16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 	事前	
令和6年1月22日	評価書名	地方税法における個人住民税関係事務基礎項目評価書	地方税法における個人住民税及び森林環境税関係事務基礎項目評価書	事前	
令和6年1月22日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	山武市は、個人住民税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	山武市は、個人住民税及び森林環境税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和6年1月22日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事項)	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税に関する事務に従事する者に守秘義務を課し、特定個人情報の管理を徹底する。 個人住民税課税システム(Acrocity住民情報システム)の業務目的以外での特定個人情報の利用について禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税及び森林環境税に関する事務に従事する者に守秘義務を課し、特定個人情報の管理を徹底する。 個人住民税課税システム(Acrocity住民情報システム)の業務目的以外での特定個人情報の利用について禁止する。 	事前	
令和6年1月22日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(①事務の名称)	個人住民税関係事務	個人住民税及び森林環境税関係事務	事前	
令和6年1月22日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、住民及び国税庁から提出された申告情報並びに給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・所得証明書を発行する。 <p>○特定個人情報ファイルを使用して実施する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の賦課徴収に関する事務 ・個人住民税納税通知書等の送付に関する事務 ・個人住民税の減免に関する事務 ・所得・課税証明書等の発行に関する事務 ・納税義務者の所得・課税情報の管理・調査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、住民及び国税庁から提出された申告情報並びに給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額及び森林環境税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・所得証明書を発行する。 <p>○特定個人情報ファイルを使用して実施する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税及び森林環境税の賦課徴収に関する事務 ・個人住民税及び森林環境税納税通知書等の送付に関する事務 ・個人住民税及び森林環境税の減免に関する事務 ・所得・課税証明書等の発行に関する事務 ・納税義務者の所得・課税情報の管理・調査に 	事前	
令和6年1月22日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事前	